



暖かい日も、ぽつぽつと増え、春の兆しが見え始めています。3月決算の会社はこれからが本番ではありますが、仕事の合間に桜を眺めるなど、息抜きをうまくしながら大変な時期を乗り越えてまいりましょう。

I. 最新情報（2018年2月1日～2018年2月28日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年2月 19日	委員 会報 告	会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」、同第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、同第9号「持分法会計に関する実務指針」、同第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び土地再評価差額金の会計処理に関するQ&Aの改正について	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成30年2月15日に開催されました常務理事会の承認を受けて、下記の会計制度委員会報告等の改正を平成30年2月16日付けて公表しましたのでお知らせします。</p> <p>＜改正する会計制度委員会報告等＞</p> <p>(1) 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」</p> <p>(2) 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」</p> <p>(3) 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」</p> <p>(4) 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」</p> <p>(5) 土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A</p> <p>本改正は、企業会計基準委員会から平成30年2月16日に公表された企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等に対応するため、関連する規定の整理、字句の見直し等を行ったものです。</p>	平成30年に公表された税効果適用指針を適用する年度から

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年2月 19日	委員 会報 告	会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」及び税効果会計に関するQ&Aの廃止について	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成30年2月15日に開催されました常務理事会の承認を受けて、以下の委員会報告等を平成30年2月16日付けで廃止いたしましたのでお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 ・会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 ・会計制度委員会報告第11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」 ・税効果会計に関するQ&A <p>本廃止は、企業会計基準委員会から平成30年2月16日に公表された企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等が公表されたことを受けたものです。</p>	平成30年に公表された税効果適用指針を適用する年度から

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年2月 9日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第35号 「社会福祉法人監 査における委託審 査資料の様式例」 の公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成29年12月19日の常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第35号「社会福祉法人監査における委託審査資料の様式例」を公表しましたので、お知らせします。</p> <p>本研究報告は、社会福祉法人の会計監査人による監査に係る審査において、「監査意見表明のための委託審査要領」（日本公認会計士協会、以下「委託審査要領」という。）を利用するに当たっての審査の方法や留意すべき事項、また、審査の際に必要な資料の例を、実務の参考とするために示すものです。</p>	—

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年2月 19日	委 員 会 報 告	監査委員会報告第 73号「訴訟事件等 に係わるリスク管 理体制の評価及び 弁護士への確認に 関する実務指針」 の改正について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）は、平成30年2月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、監査委員会報告第73号「訴訟事件等に係わるリスク管理体制の評価及び弁護士への確認に関する実務指針」の改正を平成30年2月19日付けで公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本改正は、倫理規則等及び監査基準委員会報告書（以下「監基報」という。）250「財務諸表監査における法令の検討」の改正が検討されていることを契機として、監基報との関係の明確化の観点から、委員会報告の構成、用語等について全体的な見直しを行ったものです。</p>	平成30年4 月1日以後開 始年度 但、 同日以前開始 年度適用可

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年2月 19日	実務 指針	監査・保証実務委 員会実務指針第 77号「追加情報の 注記について」の 改正について	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、平成30年2月15日に開催されました常務理事会の承認を受けて、監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」の改正を平成30年2月16日付けで公表しましたのでお知らせします。 本改正は、企業会計基準委員会から平成30年2月16日に公表された企業会計基準適用指針第29号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」に対応するため、関連する規定の整理、字句の見直し等を行ったものです。	公表された中 間財務諸表等 における税効 果会計適用指 針を適用する 中間会計年度 から

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等のポイント

平成30年2月16日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より、「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等が公表されております。簡単にポイントをまとめてみました。

1. 会計処理

影響のある会社は少ないかと思われませんが、会計処理の変更点の要点は次の通りです。

（1）個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い

従来、一律に繰延税金負債を計上することとされておりましたが、連結財務諸表における取扱いと合わせて、親会社等がその投資の売却等を当該会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間にその売却等を行う意思がない場合を除き、繰延税金負債を計上する取扱いとなりました。

（2）（分類1）に該当する企業の繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

「（分類1）に該当する企業においては、原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。」と「原則として」が追加されました。これは、例えば、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損について、企業が当該子会社を清算するまで当該子会社株式を保有し続ける方針がある場合等、将来において税務上の損金に算入される蓋然性が低いときに当該子会社株式の評価損に係る繰延税金資産の回収可能性はないと判断する可能性があることを示唆しています。

2. 開示

こちらの変更の影響がある会社が多いと思いますので、留意が必要です。

（1）表示

従来、流動資産又は投資その他の資産、流動負債又は固定負債として表示されていた繰延税金資産及び繰延税金負債ですが、投資その他の資産、固定負債に表示されることとなりました。

(2) 注記事項

「公表にあたって」にて記載例が示すとおり、次の事項が注記事項に追加されました。

① 評価性引当額の内訳に関する情報

評価性引当額の内訳に関する数値情報及び定性的な情報が注記事項に追加されました。

② 税務上の繰越欠損金に関する情報

繰越期限別の数値情報及び定性的な情報が注記事項に追加されました。

③ 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項

連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表における注記事項は、評価性引当額の内訳に関する数値情報のみが追加となります。

3. 適用時期

(1) 税効果適用指針及び回収可能性適用指針（上記1. 会計処理）

平成30年4月1日以後開始する年度の期首から適用となります。

(2) 税効果会計基準一部改正（上記2. 開示）

平成30年4月1日以後開始する年度の期首から適用となります。平成30年3月31日以後最初に終了する年度の期末から早期適用も可能です。

(3) 中間税効果適用指針

平成30年4月1日以後開始する中間会計年度の期首から適用となります。

4. 経過措置

(1) 税効果適用指針及び回収可能性適用指針（上記1. 会計処理）

当適用指針の適用が従来の会計処理と異なる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱い、経過措置なく、新たな会計方針を過去のすべての期間に遡及適用することとなります。

(2) 税効果会計基準一部改正（上記2. 開示）

注記事項（評価性引当額の合計額を除く）については、適用初年度の比較情報に記載しないことが可能です。その際には、「公表にあたって」にて例示されている、比較情報に記載しない場合の開示が必要となります。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703